

全保連株式会社

定 款

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、全保連株式会社と称し、英文では ZENHOREN CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 債務保証業務
2. 信用保証業務
3. 信用調査業務及び市場調査業務
4. 集金代行業務
5. 不動産の賃貸借、鑑定、管理、保有並びに運用
6. 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計
7. 損害保険代理店業
8. 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気・ガス・水道料金、駐車場料金、物置賃料・使用料、修繕費等の代金支払保証業務
9. 企業に対する投融資及びビジネスインキュベーション業務
10. 不動産投資業
11. 有価証券の運用、投資、売買及び保有
12. セミナー、研修会の企画、運営及び実施
13. 教育関連事業
14. 少額短期保険代理業
15. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を沖縄県那覇市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 1. 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行することができる株式の総数は、7,500万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。  
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。  
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 13 条
1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役が招集する。
  2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は不在その他の事由により議長を務めることができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条
1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条
1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  2. 会社法第 309 条 2 項に定める特別決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条
1. 株主は、株主総会において、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
  2. 前項の場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

(株主総会の議事録)

- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役、取締役会、代表取締役

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、5名以上15名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 1. 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 1. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で選任された取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故又は不在その他の事由により議長を務めることができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項について、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める取締役会規程の定めるところによる。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、3 名以上 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 33 条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

- 第 34 条
1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 36 条
1. 監査役会を招集するには、監査役会の日日の 3 日前までに、各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規程の定めるところによる。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 41 条 1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

- 第 42 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

- 第 43 条 当社の会計監査人は、株主総会において、出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 44 条 1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

- 第 45 条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て決定する。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 46 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。



(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条 1. 当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。  
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。  
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第 49 条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

以上、当会社の現行定款に相違ありません。

令和 7 年 6 月 26 日

沖縄県那覇市字天久 905 番地

全保連株式会社

代表取締役 茨木 英彦